

平成 21 年 1 月 28 日  
保健福祉部厚生課

平成 20 年度第 2 回長野市社会福祉審議会議事録

1. 日 時：2009 年 1 月 27 日（火）13 時 30 分～15 時

2. 場 所：長野市役所第二庁舎 10 階講堂

3. 出席者：別紙のとおり

4. 要 旨：決定事項

副委員長の選出

報告

平成 21 年度長野市保育所保育料について

長野市の「地域子育て支援センター」のあり方について

児童館・児童センター等の利用料について

第 5 次長野市高齢者福祉計画・第 4 期長野市介護保険事業計画の素案について

長野市交通・災害遺児等福祉年金の見直しについて

5. 詳細内容：

決定事項

副委員長の選出

長野市社会福祉審議会副委員長を柳原静子委員に決定した。

報告

平成 21 年度長野市保育所保育料について

長野市の保育料については、昭和 50 年から審議会の答申を踏まえ、決定している。保育所の経費は、保護者の負担と公費でまかなわれている。保護者は、国の示す保育料に基づいて市が設定した保育料を所得に応じて負担、残りを国と市で負担していたが、平成 16 年度から公立保育所の運営費について国の負担分が廃止され、保護者負担分以外は市が負担している。

これまでの審議経過について、保育料は前年度の所得税額等を基に決定している。平成 19 年分の所得税について税制改正等があったが、平成 20 年度の保育料は、税制改正前の所得税額と変わらない場合、前年度と同額になるよう長野市保育所保育料徴収基準額表を改正した。

国では、平成 21 年度から第 3 子目以降の保育料を現在の 10 分の 1 から無料とすることにしたが、本市では、従来から第 3 子目以降の保育料は無料としている。従って現時点で、その他の保育料について改正の予定はない。

以上のことから、児童福祉専門分科会に諮り、平成 21 年度長野市保育所保育料の方針は、子育て世代への負担軽減配慮と少子化対策の一環として、据え置きにし

たいとの審議結果になったことを報告する。なお、平成 21 年度の所得税が前年と同額の場合は、保育料は変わらない。(保育課)

#### 長野市の「地域子育て支援センター」に関する審議経過について

「地域子育て支援センター」は、保育園に入園していない主に 0 歳から 2 歳児を持つ子育て保育について、子育てに関する相談等育児支援を行う施設である。大規模なものは、指定管理施設で、もんぜんぷら座 2 階にある「じゃんけんぼん」と、篠ノ井にある「このゆびとまれ」の 2 施設であるが、今回審議したのは、保育園に併設してある「地域子育て支援センター」である。

「地域子育て支援センター」は、市が平成 17 年 4 月に策定した「長野市次世代育成支援行動計画」に基づき、設置を推進してきた。平成 20 年度現在、公立保育園 6 園、私立保育園 8 園に併設し、延べ 2 万 5 千人余りの利用者が、積極的に子育ての相談や交流を行っている。

課題については、公立保育園 6 園に併設している支援センターは「センター型」で国庫補助を受けているが、私立保育園 8 園に併設している支援センターは「小規模型」で、平成 21 年度末をもって国の補助が終了することになり、これに代わる支援方法や市単独で行う補助の必要性について、至急見直す必要がある。

全 3 回にわたる児童福祉専門分科会を通じて検討した結果、以下のような審議結果を得たので報告する。

地域子育て支援センターの類型については、地域の拠点となる機能を持つ子育て支援センターを「センター型」、センター型を補助する機能を持つ支援センターを「相談・交流型」、全ての保育園・幼稚園で実施する子育て支援を「全園型」とし、類型別に役割、事業内容、開設日数等、実施場所、職員配置を定める。

地域の区割りについては、子育て支援と乳幼児健診など乳幼児に対する保健行政との連携を考慮し、保健センターの管轄区域を基本とした区割りとする。センターの配置は、区割りごとの利用者見込み数を算定し、センター型 6 園、相談・交流型 10 園、全園型 99 園と、ニーズに応じた配置とする。

実施時期は平成 22 年度を予定し、支援センターの類型や配置については、今後保育園・幼稚園に「全園型」が定着した時点で、国の動向等を踏まえながら検討する。(保育課)

## 児童館・児童センター等の利用料について

児童館・児童センター等の利用料については、19年度から10回の児童福祉専門分科会を開催し諮問してきた。放課後の安心・安全な居場所の確保ということで、昨年2月「長野市放課後子どもプラン」を策定したことから、小学校内に開設する施設も併せて、包括的に利用料について審議を行った。

放課後子どもプラン推進室を教育委員会生涯学習課に設置したため、児童福祉課から引き継いで、対応している。審議項目と分科会結論は、以下3点である。

### ・ 利用料金制導入の是非について

行政サービスの公平性を確保するため、時代の趨勢から利用料金制の導入はやむを得ない。

利用者負担は、総事業費の半額が妥当である。

### ・ 利用料金体系について

- ・ 料金は、利用日数や時間、施設（独立施設か小学校内施設か）によるのではなく、一律の金額を設定する。
- ・ 生活保護世帯は全額減免、市・県民税非課税世帯は半額程度の減免とする。同一世帯で2人以上利用する場合は、2人目以降の利用料を3分の1程度減免する。
- ・ 延長料金の設定について、事前に延長希望を行った場合は一定金額を月額利用料に加算する。単発で急な延長利用もあると考えられ、その際の料金設定も必要である。

### ・ 具体的金額について

- ・ 基本料金は、19年度の総事業費より算出した金額及び「放課後子どもプラン」全小学校区実施時の見込運営費と利用児童数から算出した金額を踏まえ、月額3,000円とする。
- ・ 延長料金は、延長利用を事前申し込みとし、登録児童1人につき月額700円が適当である。急な利用については、妥当な金額を設定する。具体的な金額は、本会後の分科会で審議する。減免対象児童の延長制度利用については、上記減免規定を適用する。（生涯学習課）

## 第5次長野市高齢者福祉計画・第4期長野市介護保険事業計画の素案について

### 【中断】

保険料の段階数については、現行の6段階から9段階設定とし、負担能力に応じた、より細やかな設定とする。段階の変更点は3点あり、1点目は、現行の基準額

は第4段階（本人が市民税非課税で世帯の中に市民税課税者がいる方が対象）としているが、本人が非課税で世帯の中に市民税課税者がいるということで1段階を設けるのは不公平だということで、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の場合には第4段階と新設し、80万円を超える場合を第5段階とし、これを基準額とする。2点目は、従前の第5段階（本人が市民税課税であり、合計所得金額が200万円未満）という段階を2つに分け、第6段階「本人が市民税課税であり、合計所得金額が125万円以下」という段階を新設し区切る。3点目は、現行の第6段階（本人が市民税課税であり、合計所得金額が200万円以上）を2段階に分け、第9段階「本人が市民税課税であり、本人の合計所得金額が400万円以上」という段階を新設し、従前よりも多く負担してもらう。

保険料額については、国の介護報酬の改定率やサービス見込み量を精査した上で算出し、出来る限り保険料額の上昇を抑制する。第1期（平成12～14年度）、第2期（平成15～17年度）、第3期（平成18～20年度）あり、保険料基準額の増加率は、第1期から第2期に掛けて20.2%増、第3期に掛けては25.9%増であり、次回は出来る限り補正したい。

次期計画期間において国の緊急特別対策により、保険料は年度ごとに改定できるということになったが、本市では従前の3年間の金額が定着していること、保険料の上昇見込みが比較的小幅であることから、次期3年間も同一のものとして介護保険料を設定する。

次期介護保険料について、国の社会保障審議会で介護報酬3%引き上げの答申がされ、これに基づき本市介護保険料を試算した。

介護保険料の上昇について、試算の結果次期介護保険料基準額3,990円（月額）で100円の増額、増加割合は2.57%となる。その内訳について、増加要因は高齢者の増加（自然増）215円増、介護施設関連の整備105円増、介護報酬100円増、合計430円の増加である。減少要因は、介護報酬引き上げによる国からの特例交付金による抑制効果55円減、毎年国に掛けてきた介護保険準備基金一部取り崩し275円減、合計330円減で、差し引き100円の増加となる。現介護保険料と次期介護保険料の比較については、20ページの表に掲載してあるが、施設整備の量的な部分はまだ幅を抑えた形で試算していることから、施設整備目標数に変更があれば、介護保険料も変更する。

今後、老人福祉専門分科会での審議、市の財政状況等を踏まえ、次期介護保険料案を作成し、3月議会へ上程する。（介護保険課）

老人福祉分科会の委員であるが、在宅福祉介護料の支給事業について、（介護保険サービスの提供により）施設等への補助と重複してくるので、在宅で介護している方への現金支給を段階的に縮小していくという方針が真っ先に出された。それを基準にして議論してきているが、それがあってもかかわらず、要介護状態にならな

いように介護予防を推進していくという方針もある。

また、お年寄り自身にアンケートを実施すると、60%くらいの方が自宅で老後を送りたいという希望がある。介護する方には、大変な労苦、負担がある。そのために市で補助して、在宅介護をしているが、市は施設関係へシフトし、力を入れている傾向がある。地域のかかりつけ医という立場から、往診や訪問看護事業を行っていると、自宅で生活している人が一番生き生きしている、と考える。

介護保険料については、老人福祉専門分科会で検討中ということなので、介護料の現金支給見直しを再検討課題にしてもらいたい。(高橋委員)

在宅福祉介護料は、介護が必要な方を自宅で介護しているといろいろな苦労があるだろうということで、半年以上在宅介護をしてきた人に支給してきたものである。平成12年に介護保険が始まったが、これは介護者の負担を減らす制度として始まったものである。

(在宅福祉)介護料については、廃止するか継続するか、全国的に論議された問題である。長野県内でも、当初県で支給していたが、介護保険の施行とともに廃止した。長野市では、同額の約13万円(当時)を支給してきた。

しかし、厚生労働省からは、介護料負担は自治体の負担が大きく、介護保険はその負担を減らす目的で創設した制度である。現金給付は福祉事業の重複であり、各自治体で重複しないようにと、強く指導を受けている。

当市でも、段階的に縮小しながら事業のあり方を見直していく。廃止するのであれば、別の施策をとという議論もある。現段階では金額を多少減額しているが、事業は継続していく。(高齢者福祉課)

介護保険制度は、在宅介護をやめる為に始まった制度であるとは理解していない。もしそうであるなら、早急に(介護)施設を増設すべきであり、何千何百人という人を待たせてはいけない。

先日新聞に出ていたが、泰阜村では村が在宅支援を啓蒙している。村の人たちが福祉支援事業を行い、村から給料をもらっている。限られた地域だから出来ることであるが、お年寄りは幸せに生活している。村の人たちも労働場所を地元を持って生活している。保険料補助・介護保険料と人件費は、ほとんど同じであるという例がある。ぜひ参考にしてもらい、対象者が一番喜ぶ方法を考えていただきたい。(高橋委員)

#### 長野市交通・災害遺児等の福祉年金の見直しについて

長野市交通・災害遺児等福祉年金は、父又は母が交通事故もしくは災害により死亡し、又は障害者となった児童の保護者へ支給される。毎年、8月に一人当たり6万円を支給している。昭和50年度から実施している制度である。

3回開催した児童福祉専門分科会での審議内容は、以下4点の見直しである。

- ・ 交通事故死亡者が減少している中で、交通・災害遺児のみを支給対象と

して存続する理由がない。

- ・ 父母の病死・自殺による遺児も死別ということでは交通・災害遺児と同じであり、特に近年の自殺者数はかつての交通事故死亡者数と同等になっている。
- ・ 遺族年金や保険制度、母子・父子世帯や障害者に対する福祉施策など交通・災害遺児等に対する支援策が整備されてきている。
- ・ 市の財政状況が厳しい。

以上の内容を踏まえ見直した概要は以下のとおり。

- ・ 支給対象者は、現行の「交通事故、災害事故による死亡等」に、新たに「病気などによる死亡」を加える。
- ・ 支給時期は、遺児になったとき、小・中学校に入学したとき、及び中学校を卒業したときに激励金として支給する。
- ・ 支給額は、児童一人につき1万円とする。

これらの見直しは、新年度より実施する。(児童福祉課長)

6. 次回会議日程：平成21年6月上旬